

道路法第 3 2 条申請をされる方へ

大津市道でない道路での占用許可については、大津市役所では許可することはできません。大津市道であるかどうかを事前にお調べください。

(申請を行う前に)

- 1 道路占用許可では、占用料がかかる場合があります。(申請手数料はかかりません。)
- 2 大津市道の有無、市道名等については、大津市ホームページ(MyTown おおつ)あるいは路政課備え付けの大津市認定路線網図にてお調べください。
- 3 申請を行うにあたっては、事前に担当者と日時を調整のうえ協議を行ってください。なお、電話による詳細協議については、固くお断りします。
- 4 事前協議の際には位置図、平面図、市道全幅の横断図、現況写真等を持参してください。

(申請書の提出にあたって)

- 1 道路占用許可申請については、工事予定日の1ヶ月前までに行ってください。
なお審査上再検討となった場合は、受理後30日以内に許可できるとは限りません。
- 2 申請書(word 様式、PDF 様式)は、ホームページ上からダウンロードすることができます。申請書の書き方について、不明な点がある場合にはご相談ください。
- 3 申請書に添付する書類については、協議の際に担当にご確認ください。添付書類(位置図、平面図、縦横断図、交通規制図、現況写真 等)には、占用箇所を必ず**赤色**で着色してください。(提出部数は3部です。)
- 4 占用工事に際して、通行規制等を伴う場合は必ず交通規制図を添付してください。
- 5 受理後、審査の結果により、申請内容の変更等を要する場合、あるいは、申請を許可できない場合があります。
- 6 受理後の許可決裁の催促は固くお断りします。
- 7 止むを得ず工事期間を延長する場合は、許可を受けた工期の終了日の14日前までに工事変更許可申請書を提出し、道路管理者の許可を得てください。
- 8 工事着手日が決定した時点で、予め着手届を提出してください。(1部)
工事完工後は、必ず占用工事完工届を提出してください。(1部)